



宮 崎 県 公 報

令和6年2月15日(木曜日) 第483号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 1
- 指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 1

頁

公 告

- 指定介護予防サービス事業の廃止…………… (長寿介護課) 2
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退…………… (“) 2
- 道路の供用の開始…………… (道路保全課) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 3
- 公共測量の終了の通知…………… (管理課) 3
- 都市計画の変更の案の縦覧 (4件) …………… (都市計画課) 3

告 示

宮崎県告示第80号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和6年2月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4550580015	介護老人保健施設すこやかセンターこばやし	宮崎県小林市細野2033	医療法人東陽会	宮崎県小林市細野2033	令和6年1月1日	訪問リハビリテーション

宮崎県告示第81号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和6年2月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4550580015	介護老人保健施設すこやかセンターこばやし	宮崎県小林市細野2033	医療法人東陽会	宮崎県小林市細野2033	令和6年1月1日	介護予防訪問リハビリテーション

宮崎県告示第82号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年2月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570301061	クレバーライフ	宮崎県延岡市野地町3丁目3453番地3	株式会社建吉工務店	宮崎県延岡市野地町3丁目3453番地3	令和6年1月11日	特定福祉用具販売
4510710124	医療法人十善会県南病院	宮崎県串間市西方3728	医療法人十善会	宮崎県串間市西方3728番地	令和6年1月31日	短期入所療養介護
4510910385	渡辺医院	宮崎県えびの市向江 929番地	医療法人渡辺医院	宮崎県えびの市向江 929番地	令和6年1月31日	短期入所療養介護
4570400095	はまゆう農業協同組合生活福祉課	宮崎県日南市吾田東2-5-15	はまゆう農業協同組合	宮崎県日南市吾田東2-5-15	令和6年1月31日	訪問介護
4570700478	JAはまゆう串間訪問介護事業所	宮崎県串間市東町7番地7	はまゆう農業協同組合	宮崎県日南市吾田東2-5-15	令和6年1月31日	訪問介護
4570900276	さくら苑京町デイサービス	宮崎県えびの市島内 627番地	医療法人社団公佑会	宮崎県えびの市大水平4327番地37	令和6年1月31日	通所介護

宮崎県告示第83号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年2月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570301061	クレバーライフ	宮崎県延岡市野地町3丁目3453番地3	株式会社建吉工務店	宮崎県延岡市野地町3丁目3453番地3	令和6年1月11日	特定介護予防福祉用具販売
4510710124	医療法人十善会県南病院	宮崎県串間市西方3728	医療法人十善会	宮崎県串間市西方3728番地	令和6年1月31日	介護予防短期入所療養介護
4510910385	渡辺医院	宮崎県えびの市向江 929番地	医療法人渡辺医院	宮崎県えびの市向江 929番地	令和6年1月31日	介護予防短期入所療養介護

宮崎県告示第84号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

令和6年2月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護療養型医療施設		開設者		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4510710124	医療法人十善会県南病院	宮崎県串間市西方3728	医療法人十善会	宮崎県串間市西方3728番地	令和6年1月31日	介護療養型医療施設
4510910385	渡辺医院	宮崎県えびの市向江 929番地	医療法人渡辺医院	宮崎県えびの市向江 929番地	令和6年1月31日	介護療養型医療施設

江 929 番地

江 929 番地

施設

宮崎県告示第85号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 6 年 2 月 15 日から同年同月 29 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
13	県道	高岡郡 司分線	宮崎市大字 細江字時雨 西迫5560番 3地先から 同市同大字 字時雨柳迫 5684番1地 先まで	令和 6 年 2 月 15 日

宮崎県告示第86号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和 6 年 2 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 野々首地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 14 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 14 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首1115番
2	” ” ” ” 1120番11
3	” ” ” ” 1120番12
4	” ” ” ” 1120番11
5	” ” ” ” 1120番17
6	” ” ” ” 1120番17
7	” ” ” ” 1040番 8
8	” ” ” ” 1106番地先里道敷
9	” ” ” ” 1106番
10	” ” ” ” 1106番
11	” ” ” ” 1106番
12	” ” ” ” 1106番
13	” ” ” ” 1040番 7
14	” ” ” ” 1107番 1

公 告

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 2 項の規定により、都城市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 6 年 2 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 作業の種類
公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）
- 作業地域
宮崎県都城市全域
- 作業終了日
令和 6 年 1 月 24 日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和 6 年 2 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画の種類
宮崎広域都市計画 区域区分の変更
- 都市計画を変更する土地の区域
宮崎市港東の一部
- 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎県高岡土木事務所並びに宮崎市都市計画課、宮崎市佐土原総合支所農林建設課、宮崎市田野総合支所農林建設課、宮崎市高岡総合支所農林建設課、宮崎市清武総合支所農林建設課及び国富町都市建設課

(2) 期間

令和 6 年 2 月 15 日から令和 6 年 2 月 29 日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和 6 年 2 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画の種類
宮崎広域都市計画 臨港地区の変更
- 都市計画を変更する土地の区域
宮崎市港東の一部
- 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎県高岡土木事務所並びに宮崎市都市計画課、宮崎市佐土原総合支所農林建設課、宮崎市田野総合支所農林建設課、宮崎市高岡総合支所農林建設課、宮崎市清武総合支所農林建設課及び国富町都市建設課

(2) 期間

令和 6 年 2 月 15 日から令和 6 年 2 月 29 日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和 6 年 2 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

宮崎広域都市計画道路

(2) 名称

3・5・37号西新町尾ノ下線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

宮崎市清武町船引新川の一部

(2) 削除する部分

宮崎市清武町船引三角田及び正手 1 丁目の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課及び宮崎市清武総合支所農林建設課

(2) 期間

令和 6 年 2 月 15 日から令和 6 年 2 月 29 日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和 6 年 2 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

宮崎広域都市計画道路

(2) 名称

3・4・38号大久保木崎線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

宮崎市清武町今泉岡甲、今泉岡ノ下甲及び今泉上釘原甲の各一部

(2) 削除する部分

宮崎市清武町今泉岡甲、今泉上釘原甲及び岡 3 丁目の各一部
3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課及び宮崎市清武総合支所農林建設課

(2) 期間

令和 6 年 2 月 15 日から令和 6 年 2 月 29 日まで